

## 関西広域連合規約の変更について

### 1. 変更の理由

関西広域連合の次期広域計画については、発足以来3年間の現行広域計画の取組を総括し、関西の目指すべき将来像を実現するための今後3年間(平成26年度～28年度)の戦略として、7つの広域事務の重点的な取組方針や「成長する広域連合」として対応すべき新たな広域的取組を明示するものとして策定しました。

こうした次期広域計画の策定による広域事務の拡充にあたり、関西広域連合規約中の広域連合の処理する事務に関する規定について、所要の変更を行うものです。

### 2. 変更の概要

広域計画の改定による広域事務の拡充にあたり、規約第4条第1項の該当する各号に具体の事務を明記する。

#### ①文化振興

- ・文化の魅力発信及び継承に関する事務

#### ②農林水産振興

- ・農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務
- ・農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務

#### ③環境保全

- ・野生鳥獣の保護及び管理その他の生物多様性の保全に関する事務
- ・廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務
- ・環境学習の推進に関する事務

### 3. 今後のスケジュール

- H26年2～3月 構成団体の議会において規約変更の議案上程
- H26年3月 広域連合議会(3月定例会)において次期広域計画の議決
- H26年3月 広域連合から総務大臣へ規約変更の許可申請



関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）

変更前 (H25. 8. 12変更許可規約)	変更案
<p>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務</p> <p>イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(7) 法第4条（第3項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務</p> <p>(1) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務</p> <p>ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条（第1項を除く。）から第20条まで（法第24条で準用する場合を含む。）に規定する事務</p> <p>エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務</p> <p>イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務</p> <p>ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務</p> <p>エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務</p> <p>オ 農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務</p> <p>カ 農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の総量の削減に関する事務</p> <p>イ 野生鳥獣の保護及び管理その他の生物多様性の保全に関する事務</p> <p>ウ 廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務</p> <p>エ 環境学習の推進に関する事務</p> <p>(7)～(9)（略）</p>	<p>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務</p> <p>イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(7) 法第4条（第3項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務</p> <p>(1) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務</p> <p>ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条（第1項を除く。）から第20条まで（法第24条で準用する場合を含む。）に規定する事務</p> <p>エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務</p> <p>イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務</p> <p>ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務</p> <p>エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務</p> <p>オ 農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務</p> <p>カ 農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の総量の削減に関する事務</p> <p>イ 野生鳥獣の保護及び管理に関する事務</p> <p>ウ 廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務</p> <p>エ 環境学習の推進に関する事務</p> <p>(7)～(9)（略）</p>
<p>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務</p> <p>イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(7) 法第4条（第3項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務</p> <p>(1) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務</p> <p>ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条（第1項を除く。）から第20条まで（法第24条で準用する場合を含む。）に規定する事務</p> <p>エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務</p> <p>イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務</p> <p>ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務</p> <p>エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務</p> <p>オ 農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務</p> <p>カ 農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の総量の削減に関する事務</p> <p>イ 野生鳥獣の保護及び管理その他の生物多様性の保全に関する事務</p> <p>ウ 廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務</p> <p>エ 環境学習の推進に関する事務</p> <p>(7)～(9)（略）</p>	<p>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務</p> <p>イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(7) 法第4条（第3項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務</p> <p>(1) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務</p> <p>ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条（第1項を除く。）から第20条まで（法第24条で準用する場合を含む。）に規定する事務</p> <p>エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務</p> <p>イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務</p> <p>ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務</p> <p>エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務</p> <p>オ 農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務</p> <p>カ 農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の総量の削減に関する事務</p> <p>イ 野生鳥獣の保護及び管理に関する事務</p> <p>ウ 廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務</p> <p>エ 環境学習の推進に関する事務</p> <p>(7)～(9)（略）</p>

関西広域連合規約案 新旧対照表 (変更部分抜粋)

変 更 前 (H25.8.12変更許可規約)	変 更 案
<p>2 ～ 3 (略)</p> <p>第5条～第21条 (略)</p> <p>別表 (第20条関係) 第4条第1項第3号エからカ までに規定する事務に係る経 業 費</p> <p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 和歌山県、鳥取県、徳島県、京都 市、大阪市、堺市及び神戸市</p> <p>人口割 10分の5 宿泊施設数割(文化の 振興に関する事務に係 る経費にあつては、均 等割) 10分の5</p>	<p>2 ～ 3 (略)</p> <p>第5条～第21条 (略)</p> <p>附 則 (平成25年 月 日総行市第 号) この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>別表 (第20条関係) 第4条第1項第3号エからキ までに規定する事務に係る経 業 費</p> <p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 和歌山県、鳥取県、徳島県、京都 市、大阪市、堺市及び神戸市</p> <p>人口割 10分の5 宿泊施設数割(文化の 振興に関する事務に係 る経費にあつては、均 等割) 10分の5</p>
<p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>